

平成 29 年度第 2 回向日市障害者計画策定委員会

【日 時】平成 29 年 11 月 22 日（水）午前 10 時から 12 時まで

【場 所】向日市福祉会館 大会議室

【出席者】（委員）

拾井委員（委員長）、宮本委員、山本啓子委員、因幡委員、石井委員、森井委員、栗森委員、植田委員、宮川委員、山口委員、山本明委員、堀川委員、能塚委員、桶谷委員、水上委員

（事務局）

長谷川課長、岩谷係長、大牧係長、山中主査

（傍聴者）

1 名

【内 容】

1. 開会

2. 議事

（1）アンケート調査結果等について

（2）基本理念、障害者総合支援法に基づくサービス等について

（3）児童福祉法に基づくサービス等について

（4）その他

【概 要】

1. 開会

2. 議事

（1）アンケート調査結果等について

・事務局からアンケート調査結果、団体ヒアリング結果、事業所調査結果について、説明を行った。

・能塚委員から乙訓圏域障がい者自立支援協議会からの提案について、報告された。

《意見の要旨》

＜委員＞現在の乙訓圏域でのグループホームの施設数や今後の整備予定などを教えてほしい。

＜事務局＞4 月現在で乙訓圏域では 14 か所、そのうち向日市には 3 か所が設置されている。現時点では今後の整備予定は把握していない。

<委員> 今後はアパート等の空き部屋の増加が予想されるが、グループホームの設置に活かすことはできないか。

<委員> アパート等では、グループホームとして求められる基準を満たしていない場合が多いため、活用しにくいのが現状である。

<委員> 自立支援協議会の提案にあった地域生活支援拠点における短期入所等の利用調整機能について具体的にお伺いしたい。

<委員> 地域生活支援拠点で情報を集約し、サービス利用希望者に利用可能な事業所を全て提示することで、利用しやすくすることを目的とした機能を想定している。

<委員> 移動支援について、自立支援協議会の提案で、学生や定年退職された方への周知を強化するという記載があるが、地域人材の活用を進めていくべきである。

(2) 基本理念、障害者総合支援法に基づくサービス等について

- ・事務局より基本理念、障がい福祉計画の成果目標、障害福祉サービスの見込量について説明があった。

《意見の要旨》

<委員> 地域生活支援拠点等の整備について、数値などで具体的に記載すべきではないか。乙訓圏域の2市1町で整備を進めていくとなっているが、市町間で意見の相違はないのか。

<事務局> 2市1町の担当者が協議する会議を月に1回開催しており、その中で地域生活支援拠点の整備方針等について検討している。拠点整備の方向性についても、圏域で協議した結果を踏まえた内容としている。

<委員> 地域生活支援拠点については「整備する」としてほしいが、2市1町で整備を進めていくことになるため、単独での判断が難しいことも理解できる。現在、京都府で策定が進められている向日が丘共生型地域づくり構想について、本計画には記載できないが、乙訓圏域の課題を市町から府に伝えていく必要があると思う。

<委員> 就労定着支援の利用者数の見込みが、就労移行支援の利用者数と比べると少ないように思われるが、見込の考え方を教えていただきたい。

<事務局> 就労定着支援の利用者数見込みは、実際に一般就労に移行した方の人数の過去実績をもとに算出している。

<委員> 就労継続支援A型とB型の違いを教えていただきたい。

<事務局> どちらも就労に向けた訓練や作業機会を提供するサービスだが、A型は雇用契約を結ぶもので、B型は雇用契約を結ばないものである。

<委員長> A型は最低賃金が保障されており、B型は工賃が支払われる。工賃は事業所によって金額に差がある。

<委員> 障がい者の地域生活移行や一般就労移行について、国が示す考え方だけでなく、

地域の実情も考慮した上で成果目標や方策を設定すべきではないか。また、設定した目標をどのように達成するかを考えることが大切である。

<事務局>地域生活移行については、受け皿の確保が重要であると考えている。確保の方法において、地域性を反映させていく方針である。

<委員>相談支援の利用意向が高まっているが、サービス提供量の確保だけでなく、相談支援員の質の向上も必要である。質の向上に向けて、市ではどのような取り組みを行っているか。

<事務局>障害福祉サービス等の支給決定時に関係者間で個別ケース会議を開催しており、その場が研修の機会としても機能している。また、自立支援協議会においてスキルアップのための研修を開催している。

<委員>相談支援専門員の一人あたりの受け持ち件数はどれくらいなのか教えてほしい。

<事務局>事業所にもよるが、一人あたり 20～50 件程度である。

(3) 児童福祉法に基づくサービス等について

- ・事務局から障がい児福祉計画の成果目標、障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量について説明を行った。

《意見の要旨》

<委員>主に重症心身障がい児を支援する事業所について、圏域における提供体制が継続できるよう利用促進等を図ってほしい。

<委員>地域での障がいに対する理解を促進するために、幼少期からの啓発が重要である。地域で整備が進んできた社会資源を維持していくためにも、支給量を増やしていただきたい。

<委員>施設入所を求める声が多くなっているが、その背景として、地域で暮らすための環境がまだ十分に構築されていないという現状があるのではないか。障がい者が地域において普通の生活ができるよう、基盤の整備にも力を入れていただきたい。

(4) その他

- ・事務局よりパブリックコメントの実施についての説明があった。